

# パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は説明しなければなりません。



正社員と同じ仕事をしているのに…  
なぜ、正社員と同じ手当がもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、①職務内容、②転勤・異動範囲、③その他の事情から、具体的に理由を説明することが必要です。

何をどう見直せばいいの？



基本給

賞与  
(ボーナス)

各種手当  
(精皆勤手当、  
通勤手当など)

慶弔休暇

健康診断に伴う  
勤務免除

病気休職

教育訓練

etc…

▼解説動画あり



不合理な待遇差について、何も対策をしない場合、  
裁判で違法と判断される可能性があります。

同一労働同一賃金

検索

「群馬働き方改革推進支援センター」が  
お悩みの解決をサポートします！

▶ 裏面へ



厚生労働省・群馬労働局

# 働き方改革推進支援センター 利用してみませんか？



## 来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。

受付時間 平日9:00~17:00

群馬働き方改革推進支援センター

TEL 0120-486-450



## 企業等への訪問相談サービス

専門家が、会社又は事業主団体に対し、訪問もしくはオンラインでコンサルティングや相談対応を行います（無料）。



## 助成金の活用相談

キャリアアップ助成金や業務改善助成金等の活用による、非正社員の待遇改善の相談も承ります。

事業主団体が傘下の事業主の労働条件改善に取り組んだ場合の助成金（働き方改革推進支援助成金）もご案内できます。

## 社会保険労務士などの専門家が 相談に対応し、支援します

Step① 正社員と非正社員間の待遇差の内容、理由の確認

Step② 待遇差が「不合理ではない」ことを説明できるか確認、整理

Step③ 待遇差の改善に向けた検討（状況に応じて助成金の活用をご案内）

⇒労働者の**納得性が高まり、生産性の向上**に寄与

## 以下の様な相談にも対応します

- ◎残業を減らしたい
- ◎建設業、自動車運転者、医師の時間外労働の上限規制（R6.4.1～）を知りたい
- ◎有給休暇の取得、管理方法を知りたい
- ◎テレワークを実施したい
- ◎人手不足に困っており、定着率を上げたい
- ◎最低賃金が毎年上がり、対応に困っている

## キャリアアップ助成金とは

**非正社員のキャリアアップを促進**するため、「正社員化コース」や「賃金規定等改訂コース」等の複数のコースがあり、各企業に合わせたコースをご説明できます。

### 例：「賃金規定等改訂コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改訂し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

<助成額（労働者1人あたり）>

| 賃金引上げ率<br>企業規模 | 3%以上<br>5%未満 | 5%以上     |
|----------------|--------------|----------|
|                | 中小企業         | 大企業      |
|                | 5万円          | 6万5,000円 |
|                | 3万3,000円     | 4万3,000円 |

## 業務改善助成金とは

中小企業が、**生産性向上に資する設備投資等**（機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練）を行うとともに、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合**、その設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。

助成対象となる措置の例

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮